

諸外国の戦略的環境影響評価制度
導入状況調査報告書

平成 18 年 3 月

環境省

はじめに

戦略的環境影響評価（戦略的環境アセスメント）については、平成9年の環境影響評価法案の国会審議における附帯決議において課題として明示されるなど、我が国においても、その制度化に向けて具体的な検討を進めることが求められています。

環境省では、これまで、我が国において戦略的環境アセスメントを導入する際の原則、留意点等に関する報告書の取りまとめ、国や地方公共団体における具体的な戦略的環境アセスメントの実績づくりに向けたガイドライン作成の基礎となる各種調査を行うとともに、一般廃棄物処理計画策定時における戦略的環境アセスメント試行ガイドラインの作成等を行ってきました。

他省庁や先進的な地方公共団体においては、特に一部の地方公共団体で戦略的環境アセスメントの制度化が行われるなど、関連する取組も含めて様々な検討が進められてきているとともに、海外においても、欧州連合においてはSEA指令により、その加盟国における戦略的環境アセスメントの制度化が義務づけられ、また国際連合欧州経済委員会において戦略的環境アセスメントに関する議定書が採択されるなど、新たな制度が設けられてきています。

これらの状況を踏まえ、今般、EUのSEA指令に対応した法制度やその他諸外国におけるSEA制度の導入状況を概観することを目的とした調査を行いました。なお、本調査は、環境省との請負契約に基づき株式会社三菱総合研究所が実施したものです。

本報告書が、我が国における戦略的環境アセスメント制度の構築に向けた議論を喚起するものになることを期待します。

平成18年3月

調査担当機関：株式会社三菱総合研究所地球環境研究本部
担当者：林希一郎主任研究員

目 次

第1章 調査方法	1
第2章 調査結果の概要	3
第3章 まとめ	11
参考 各国の調査結果の詳細	12
オーストリア	13
ベルギー（フランダース州）	16
デンマーク	17
フィンランド	19
ドイツ	22
ギリシャ	24
アイルランド	25
イタリア	27
ポルトガル	28
スロバキア	30
スペイン	33
オランダ	35
英国（イングランド）	36
米国	38
カナダ	40
ニュージーランド	42
スイス	44
韓国	45
中国	46
香港	48
フィリピン	51
インドネシア	52
ベトナム	53
タイ	55
参考資料：アンケート票	56

第1章 調査方法

(1) 調査の目的

戦略的環境アセスメント（SEA）制度は、政策、計画、プログラムに対して適用される環境アセスメント制度であり、近年急速に諸外国において制度化が進んでいる。特に、EUのSEA指令¹により、EU加盟国は2004年7月21日までに、計画・プログラムを対象としたSEAの制度化が義務づけられるなど、欧州諸国等を中心に新たな制度として普及が進んでいる。

これらの状況を鑑み、EUのSEA指令に対応した法制度やその他諸外国におけるSEA制度の導入状況を概観することを目的として本調査を実施した。

(2) 調査の対象・方法

OECD加盟国、EU加盟国、アジア諸国の37の国・地域について、アンケート調査、平成15（2003）年度及び平成16（2004）年度の環境省請負業務の調査成果等に基づき、合計23カ国・1地域（香港）の制度調査を実施した（表1）。

2005年11月から12月にかけて、OECD（経済協力開発機構）加盟国または第5次拡大（2004年5月）前のEU加盟国、及び東・東南アジア諸国²等の37の国・地域のうち、34の国・地域の政府機関等へアンケート票を電子メールで配布し、そのうち15カ国・1地域から回答を得た。また、ドイツ、英国、米国、中国については、平成15（2003）年度及び平成16（2004）年度に実施した調査の結果を用い、さらにフィリピン、インドネシア、ベトナム、タイについては、既存資料を用いて、要点をとりまとめた。回答を得られた国についても、各国のホームページ等で得られた情報を補足的に活用した。

この23カ国・1地域中、経済協力開発機構（OECD）加盟国（全30カ国）は18カ国、EU加盟国（全25カ国）は13カ国、アジア諸国は6カ国・1地域である。

¹ Directive 2001/42/EC of the European Parliament and of the Council on the Assessment of the Effects of Certain Plans and Programmes on the Environment

² 具体的には、東アジア（韓国・中国、台湾、香港）、東南アジア（フィリピン、インドネシア、ベトナム、タイ）とした。台湾と香港は、国ではないが独立した国家制度を構築しているため、国・地域とみなして調査対象とした。東南アジアでは、人口数上位の国から選択した。人口上位国は、インドネシア：222,611、ベトナム：82,481、フィリピン：81,408、タイ：63,465、ミャンマー：50,101、マレーシア：24,876、・・・の順である（総務省統計局 世界の統計2005、年央推計人口（2004年）、単位：千人）。

表 1 調査対象国(地域)と調査状況

調査対象国	地域等		調査状況
オーストリア	OECD 加盟国	EU 加盟国	アンケート回収
ベルギー			アンケート回収
チェコ			×
デンマーク			アンケート回収
フィンランド			アンケート回収
フランス			×
ドイツ			H16 調査で実施*
ギリシャ			アンケート回収
ハンガリー			×
アイルランド			アンケート回収
イタリア			アンケート回収
ポーランド			×
ポルトガル			アンケート回収
スロバキア			アンケート回収
スロベニア	×	×	
スペイン	OECD 加盟国		アンケート回収
スウェーデン			×
オランダ			アンケート回収
英国			H16 調査で実施*
ルクセンブルク			×
オーストラリア			×
米国			H15 調査で実施*
カナダ			アンケート回収
メキシコ			×
ニュージーランド			アンケート回収
アイスランド	×		
ノルウェー	×		
スイス	アンケート回収		
トルコ	×		
韓国	アジア諸国		アンケート回収
中国			H16 調査で実施
香港			アンケート回収
台湾			×
フィリピン			既存資料で作成
インドネシア			既存資料で作成
ベトナム			既存資料で作成
タイ			既存資料で作成*

注1：上記以外のEU加盟国：キプロス、エストニア、リトアニア、マルタ、ラトビア(すべて2004年の拡大EU諸国)。

注2：上記以外のOECD加盟国：日本。

*：ドイツ、英国、米国は昨年度までの調査で整理可能なため、アンケート票は未送付。

第2章 調査結果の概要

表2および以降において、対象23カ国・1地域（香港）について、SEA制度の導入状況、スクリーニング手続、スコーピング手続、影響評価の内容、審査、モニタリング・事後評価、ティアリングの取り扱いの各々について、調査結果の概要を取りまとめた。また章末に、対象国全体の概要を整理した（表4）。

表2 調査結果の概要の整理

	内容
SEA制度 導入状況	<ul style="list-style-type: none"> 導入済み：15カ国・1地域、策定中：7カ国、未導入：1カ国。 法律・規則：16カ国・1地域、首相令・閣議指令・行政規定：4カ国・1地域 SEA独立制度：9カ国・1地域、その他EIA法の一部、個別計画等法の一部、環境政策・保護法等の一部がある。1カ国複数の制度の国もある。 未導入を除く全22カ国・1地域中、2001年以降に導入されるのは14カ国。
スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> 韓国以外（詳細未定または不明の7カ国を除く）ではスクリーニングを導入。
スコーピング	<ul style="list-style-type: none"> 全ての諸国（詳細未定または不明の8カ国を除く）でスコーピング制度を導入。
影響評価の内容	<ul style="list-style-type: none"> 社会面、経済面の影響は約半数の国において考慮。 累積的影響、複合的影響の配慮は行われる国が多い。
審査	<ul style="list-style-type: none"> デンマーク以外、審査の手続が位置づけられており、公衆関与や環境面の第三者機関（環境省等）の関与が行われる。
モニタリング・事後評価	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング・事後評価は、デンマーク以外で制度上位置づけられている。公衆関与や環境面の第三者機関の関与は行われない国が多い。
ティアリング	<ul style="list-style-type: none"> ティアリングが明示的に位置づけられているのは7カ国・1地域。

（1）SEA制度の導入状況等

対象23カ国・1地域（香港）中、SEA制度を導入済みが15カ国・1地域、策定中が7カ国である。未策定は1カ国のみである。特に、EU諸国では、EUのSEA指令の国内法への導入が義務化されており、2006年1月時点で、策定中を含めると対象23カ国・1地域に含まれる加盟国の全てがSEA制度を導入している。また、導入済み15カ国・1地域中、EU指令が採択された2001年以降に導入されたのは7カ国に及ぶ。現在策定中を含めると、未導入のインドネシアを除く全22カ国・1地域中、2001年以降に導入されるのは14カ国に及ぶ。これは近年急速にSEAの制度化が進んでいることを示している。

SEA 制度を既導入/策定中の諸国（インドネシア（未導入）とスイス、タイ（詳細情報なし）を除く 20 カ国・1 地域）では、法律・規則による導入が 16 カ国・1 地域、首相令・閣議指令・行政規定が 4 カ国・1 地域である。

制度の特徴として、SEA の独立した制度は、9 カ国・1 地域であり、その他、EIA 法の一部（ドイツ、アイルランド、スロバキア、オランダ、中国、香港）、個別計画法等の一部（オーストリア、フィンランド、アイルランド、ポルトガル、ニュージーランド）、環境政策・保護法等の一部（米国、ベトナム）がある。なお、1 カ国で複数の法令等によって SEA の制度化を図っている諸国（オーストリア、フィンランド、アイルランド、香港）もある。

以上を、表 3 にまとめた。

表 3 制度の導入状況等

国・地域	導入年 または 状況	根拠		制度の形態				
		法律 ・ 規則	首相令 ・ 閣議指令 ・ 行政規定	SEA 独立	EIA 法 の一部	個別計 画法等 の一部	環境政 策・環境 保護法等 の一部	複数の 法令に よって 制度化
オーストリア	2003							
ベルギー	2006							
デンマーク	1993							
フィンランド	2005							
ドイツ	2005							
ギリシャ	策定中							
アイルランド	2004							
イタリア	策定中							
ポルトガル	策定中							
スロバキア	1994							
スペイン	策定中 ³							
オランダ	1986							
英国（イングランド）	2004							
米国	1969							
カナダ	1990							
ニュージーランド	1991							
スイス	策定中							
韓国	1993							
中国	2003							
香港	1998							
フィリピン	策定中							
インドネシア	未導入							
ベトナム	1994							
タイ	策定中							

注 : 該当、 - : 情報なし

³ アンケートの回答に従い策定中として整理したが、地方レベルの SEA 制度は導入済みである。

なお、2005年6月に、EC委員会に確認したところ、SEA指令の国内法対応は以下の状況であるとの情報が得られている。すなわち、部分的導入を含めて16カ国(25カ国中)のEU加盟国がSEA制度を導入している。

- ・ 導入済⁴：16カ国(オーストリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、ポーランド、リトアニア、ラトビア、スロベニア、スペイン、英国)
- ・ 未導入：9カ国(ギリシャ、イタリア、キプロス、ルクセンブルク、マルタ、オランダ⁵、ポルトガル、スロバキア、スウェーデン)

(2) スクリーニング手続

韓国以外の諸国(詳細未定または不明の7カ国を除く)ではスクリーニング手続は導入されている。なお、公衆関与を行うのは3カ国・1地域のみであり、また環境面の第三者機関(環境省等)の関与を行うのは6カ国・1地域である。

(3) スコーピング手続

全ての諸国(詳細未定または不明の8カ国を除く)においてスコーピング制度が導入されている。一部の諸国(オーストリア、デンマーク、ドイツ、アイルランド、英国、カナダ)を除き、公衆関与は行われる。ドイツでは、公衆関与は行わないが、世論の動向の把握は行われる。

環境面の第三者機関(環境省等)の関与は、4カ国(デンマーク、ギリシャ、カナダ、ニュージーランド)を除き行われる。

(4) 影響評価の内容

社会面、経済面の影響は約半数の国において考慮される。累積的影響、複合的影響の配慮は行われる国が多い。

(5) 審査

デンマーク以外、審査の手続が位置づけられており、公衆関与や環境面の第三者機関(環境省等)の関与が行われる場合が多い。なお、デンマークに審査の手続きが位置づけられていないのは、政策に適用されるSEA制度であり、手続が簡素化されているためと考えられる。

⁴ 導入法がSEA指令の内容を満たしているかどうかのEC委員会による精査はこれから実施される。

⁵ オランダは現行EIA法にSEAが導入されているが、EUのSEA指令への対応のため制度改正を現在実施中である。

(6) モニタリング・事後評価

モニタリング・事後評価は、デンマーク以外の全ての諸国で制度上位置づけられている。しかし、公衆関与や環境面の第三者機関の関与は行われない国が多い。

(7) ティアリング

ティアリングが明示的に位置づけられているのは、デンマーク、フィンランド、スペイン、ドイツ、米国、カナダ、ニュージーランド、香港などの各国・地域であり、その他の制度ではティアリングに関する規定は設けられていない。

表 4 各国の制度の整理

	SEAの有無	根拠	特徴	対象	スクリーニング			スコーピング			影響評価	審査			モニタリング・事後調査			ティアリング	備考
					手続の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与	制度の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与		制度の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与	制度の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与		
オーストリア		法令	大半は、既存計画等法令に SEA の要素が盛り込まれたものであるが、幾つかは SEA 独立の法令が整備されている。	計画、プログラム		-	-		任意		-	-	-		-	-	-		
ベルギー	策定中	法令	SEA 独立制度	計画		x				社会面(特に、投資、雇用、物質影響の評価)、経済面(限定的)の配慮あり。 累積的環境影響、複合的環境影響、持続可能な開発の概念にも配慮。		x			x				策定中のため見込みを記載。
デンマーク		首相令	政策の SEA 独立制度	法案・規則		x	x		x	x	経済影響(金銭的費用、民間企業に対する費用負担の記述)を含む。累積的環境影響、複合的環境影響、持続可能な開発の概念は含まれるが、社会的側面は含まない。	x	x	x	x	x	x	x	
フィンランド		法令	SEA 独立制度(一部計画法等の一部)	政策、計画、プログラム		x				累積的環境影響、複合環境影響、社会面、持続可能な開発の概念を含む。 経済面含まず。					x	x			
ドイツ		法令	EIA 法に統合	計画、プログラム		x	x		x	(場合によっては可能) EIA に準じ、環境面は含まれるが、社会経済面の影響評価は含まれない。			x		-	-			
ギリシャ	策定中	閣議決定/省令	SEA 独立制度	計画、プログラム		x	x		x	累積的環境影響、複合的環境影響を考慮。 社会面、経済面の評価はなし。		x	x		x	x	x		策定中のため見込みを記載。

注： : 制度あり、x : 制度なし、- : 情報なし

(表 4 つづき)

	SEAの有無	根拠	特徴	対象	スクリーニング			スコーピング			影響評価	審査			モニタリング・事後調査			ティアリング	備考
					手続の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与	制度の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与		制度の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与	制度の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与		
アイルランド		閣議指令/省令	1)はEIA法の一部。2)は個別の計画法等の一部。	計画、プログラム		×			×		環境面、持続可能な開発の視点は含まれるが、社会面、経済面の影響評価は含まれない。 累積的環境影響の把握及び複合的環境影響の把握は行われる。		×			×	×	×	表中は、1)について記載
イタリア	策定中	法令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ポルトガル	策定中	規則	個別計画法等の一部	計画、プログラム	未定	未定	未定	未定	未定	未定	累積的環境影響や複合的環境影響などを含む見込み。社会面や経済面の影響評価も含まれる予定。					未定	未定	未定	策定中のため見込みを記載。
スロバキア		法令	EIA法に統合	政策、計画、プログラム							社会面と経済面の影響評価が考慮される。累積的環境影響、複合的環境影響、持続可能な開発の視点も配慮される。		×			×		×	

注： : 制度あり、× : 制度なし、- : 情報なし

(表 4 つづき)

	SEAの有無	根拠	特徴	対象	スクリーニング			スコーピング			影響評価	審査			モニタリング・事後調査			ティアリング	備考
					手続の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与	制度の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与		制度の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与	制度の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与		
スペイン	策定中 ⁶	法令	SEA独立制度	計画、プログラム							影響評価は、環境面、持続可能な開発の概念、社会的側面を含むが、経済的側面は含まない。累積的環境影響や複合的環境影響の把握も行われる。								策定中のため見込みを記載。
オランダ	(EUのSEA指令に即して改正中)	法令	EIA法に統合	計画、プログラム		×	×		スコーピング時に決定		幅広い社会面、経済面の影響評価が計画とプログラムの特徴によりスコーピング段階で決定される。経済面の影響評価は費用便益分析が含まれる場合もある。					×	×	ティアリングはスコーピング段階で決定	策定中のため見込みを記載。
英国		規則	SEA独立制度	計画、プログラム		×			×		累積的環境影響、複合的環境影響の評価を含む。経済面、社会面は基本的に考慮されない。					-	-	-	
米国		法令	環境政策法の一部	政策、計画、プログラム		任意	任意				関連行為、累積的行為、類似行為の影響評価が行われる。				任意	-	-		
カナダ		閣議指令	SEA独立制度	政策、計画、プログラム		×	×		×	×	環境影響に起因する社会、経済面の影響は取り入れられる。また、累積的環境影響、複合的影響、持続可能な開発のコンセプトも触れられる。		×	×		×	×		
ニュージーランド		法令	個別の計画法等の一部	政策、計画、プログラム			×			×	社会面の影響評価は含まれる場合もある。経済面の影響評価は含まれる。累積的影響、複合的影響は含まれ、持続可能な開発のコンセプトも含まれる。	×	×	×		×	×		
スイス	策定中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
韓国		法令	SEA独立制度	政策、計画、プログラム	×	×	×				社会面、経済面有り					×	×	×	

注： ○：制度あり、×：制度なし、-：情報なし

⁶ 国家レベルのSEA制度を策定中。なお幾つかの地方ではSEA制度を既に導入済み。

(表 4 つづき)

	SEAの有無	根拠	特徴	対象	スクリーニング			スコーピング			影響評価	審査			モニタリング・事後調査			ティアリング	備考
					手続の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与	制度の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与		制度の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与	制度の有無	公衆関与	環境第三者機関の関与		
中国		法令	EIA法に統合	計画、プログラム		×	×	-	-	-	環境面についての評価が中心であるが、用意する環境保全措置に対して、経済合理性、社会の許容等に関する論証を行う。		×			×	任意	-	
香港	: Schedule 3 of the EIA Ordinance(EIAO)	法令(条例)	EIA法に統合	計画							社会的影響や経済的影響は考慮されない。累積的環境影響や複合的環境影響、持続可能な開発のコンセプトは考慮。					×	×		
	: Circular on environmental assessments for large scale development project	行政規定	SEA独立制度	政策、計画、プログラム							社会的影響や経済的影響は考慮されない。 累積的環境影響や複合的環境影響、持続可能な開発のコンセプトは考慮。					×	×		
フィリピン	策定中	法令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インドネシア	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベトナム		法令	環境保護法の一部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タイ	策定中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注： : 制度あり、× : 制度なし、- : 情報なし

第3章 まとめ

対象 23 か国・1 地域（香港）の中で、22 か国・1 地域において、SEA の制度化が進みつつあり、かつ、EU の SEA 指令採択時（2001 年）を境に導入が拡大している（第 2 章(1)）。EU の SEA 指令の制定が大きな要因となっていると考えらるが、これに加えて、北米諸国のみならずアジア諸国においても SEA の制度化が進み、SEA の導入は世界的な潮流と見ることができる。特に、アジアに着目すると、韓国（1993）、中国（2003）、香港（1998）において制度が制定済みであるとともに、東南アジア各国においても制度を策定中であり、アジアにおける SEA 制度化の流れも今後より一層進展していくものと考えられる（表 3）。

参考 各国の調査結果の詳細

以下、各国の制度を個票で整理した。

オーストリア	
制度名称	<p>連邦レベル:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水管理法 2003 (Water Management Act 2003) ・ 水利権法 (Water Rights Act) ・ 汚染管理法 (Pollution Control Act) ・ 騒音法 (Noise Act) ・ 運輸部門の戦略的アセスメント連邦法 (Federal Law on Strategic Assessment in the Transport Sector) <p>州レベル:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Salzburg 地域計画法 (Regional Planning Act of Salzburg) ・ Salzburg 廃棄物処理法案 (Waste Management Act of Salzburg (draft)) ・ Lower Austria 地域計画法 (Regional Planning Act of Lower Austria) ・ Carinthia 環境計画法 (Environmental Planning Act of Carinthia) ・ Tyrol 地域計画法 (Regional Planning Act of Tyrol) ・ Tyrol 環境アセスメント法 (Environmental Assessment Act of Tyrol) ・ Styria 地域計画法 (Regional Planning Act of Styria) ・ Upper Austria 地域計画法 (Regional Planning Act of Upper Austria (draft)) ・ Upper Austria 環境保護法案 (Environmental Protection Act of Upper Austria (draft)) ・ Vorarlberg 地域計画法 (Regional Planning Act Vorarlberg) ・ Vorarlberg 廃棄物処理法案 (Waste Management Act of Vorarlberg (draft)) ・ Vienna 廃棄物処理法案 (Vienna Waste Management Act (draft)) ・ Vienna 自然保護法案 (Vienna Nature Conservation Act (draft)) ・ Vienna 建築規制 (Vienna Building Regulations (draft)) ・ Vienna 大気騒音管理法案 (Vienna Ambient Noise Control Act (draft))
根拠	法令
特徴	大半は、既存の計画等の法令に SEA の要素が盛り込まれたものであるが、幾つかは SEA 独立の法令が整備されている。
導入年次	2003 年導入

制度概要・背景等		オーストリアにおいて法的、行政的権限は連邦と地方で分担されている。鉱物、水管理、山林管理は連邦政府の権限であり、自然保護は地方政府の権限である。交通に関連するSEA 制度は連邦政府と地方政府の両方で導入された。水管理法2003 は、EU のSEA 指令に適合するように修正された。ザルツブルグでは、2004 年5月に地域計画法が修正された。
対象		計画、プログラムに適用される。
SEA 手続	スクリーニング	スクリーニングプロセスは存在する。
	スコーピング	スコーピングプロセスは存在する。 SEA のチェックリストに従って行われる。同チェックリストに従い、評価される影響並びに指標が決められる。計画等に関連するすべての環境影響が調査対象とされ、間接的、累積的な影響も考慮される。州の環境部署が関与する。公衆関与は任意である
	影響評価	実施しない案と2つの代替案を検討する。 環境目標は、個々の保護対象（水、エネルギー消費、動植物、騒音対策など）の理想像をもとに指標が定義される。
	SEA 報告書	記載内容はEU のSEA 指令に従う。 Weiz 土地利用計画の事例では、以下の内容が記述されている。 ・土地の公共物指定計画(Flächenwidmungsplan)の重要な内容と目的 ・当該市の環境条件 ・決定された環境目標 ・計画の代替案の影響分析 ・負の環境影響に対する可能な緩和措置 ・留意事項 ・一般人向けのわかりやすい要約 ・付録にはスコーピング文書を添付
	SEA 報告書の審査	影響評価結果に従い、どのような計画が環境の質的目標を満たすか、悪化させるかを判断する。個々の計画の影響分析は、統合せず個別に評価される。代替案の計画ごとに長所、短所が明確にされる。負の環境影響に対して緩和措置が明確にされ、望ましい代替案が導き出される。
	モニタリング・事後調査	報告書記載のモニタリング措置(モニタリングチェックリスト、モニタリングの経過)に従い実施する。
ティアリング		N/A
SEA 件数		N/A

参考	Information from: Ursula Platzer-Schneider of Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management
	www.lebensministerium.at "Implementation of Directive 2001/42/EC on Strategic Environmental Assessment in Austria" (Received on 12 Jan. 2006)

ベルギー（フランダース州）		
制度名称	策定中	
根拠	法令	
特徴	SEA の独立した制度	
導入年次	2006 年施行(予定)	
制度概要・背景等	策定中	
対象	計画に適用される。	
SEA 手続	スクリーニング	スクリーニングプロセスは存在し、環境面の第三者機関(環境当局: Environment Administration)の関与は行われるが、公衆関与は行われない。
	スコーピング	スコーピングプロセスは存在し、環境面の第三者機関や公衆の関与が行われる。
	影響評価	社会面(特に、投資、雇用、物質影響の評価)、経済面(限定的)の配慮は行われる。累積的環境影響、複合的環境影響、持続可能な開発の概念も配慮が行われる。
	SEA 報告書	SEA 報告書に含まれる内容は、提案される計画等の内容、代替案(no-action 案を含む代替案、環境に配慮した案を含む)、現状の環境、影響評価の結果、緩和措置などである。
	SEA 報告書の審査	環境当局の EIA-SEA ユニットは SEA の審査を行う責任を有する。なお、公衆関与は行われない。
	モニタリング・事後調査	モニタリング・事後調査は行われ、環境面の第三者機関が関与するが、公衆関与は行われない。
ティアリング	ティアリングは行われる。 影響評価へのティアリングは引き続き EIA のスコーピング段階で行われる。	
SEA 件数	2003 年 4 件	
参考	Returned answer from Jan De Mulder of Environment Administration of Ministry of Flanders in January 2006	
	Reference: Jan De Mulder, undated: The use of consultants in environmental assessment systems: have the Belgian governmental accreditation systems an added value?	
	L. Lelieur, 2006: Environmental assessment in Flanders, Ministry of Flanders-Belgium.	

デンマーク		
制度名称	政府が策定する法案や提案に対する首相指令 NO.159 1998年9月16日	
根拠	首相令	
特徴	政策に対するSEAの独立した制度	
導入年次	1993年導入、1995年、1998年改正	
制度概要・背景等	1992年、政府提案の環境影響評価(SEA)に関する提案がデンマーク議会に提出された。同提案は付帯事項なしに承認され、1993年からの首相令として導入されることとなった。	
対象	法案や規則に適用される。	
SEA 手続	スクリーニング	スクリーニングプロセスは存在するが、この段階の公衆関与や環境面の第三者機関の関与は無い。 チェックリストの中の主題レベルの項目は、潜在的に重大な環境影響をもたらす更なる影響評価が必要かどうかの判断に活用される。環境省は、法案の段階で、初期的なスクリーニングを実施し、環境面で重要と思われる法案を抽出する。
	スコーピング	スコーピングプロセスは存在するが、公衆関与や環境面の第三者機関の関与は行われない。 チェックリストの中の副主題レベルの項目は、法案や政策のもたらす主要または累積的環境影響の本質や範囲を特定するための質問事項となる。
	影響評価	潜在的に重要と考えられる影響の分析は、データや実施上の制約を考慮した上で、所轄官庁が実施する。 影響評価は、環境面のみならず、経済影響(金銭的費用、民間企業に対する費用負担の記述)を含む。累積的環境影響、複合的影響、持続可能な開発の概念は含まれるが、社会的側面は含まない。
	SEA 報告書	SEA 報告書の内容は、提案された案、影響評価の結果、緩和措置などが含まれる。この段階の公衆関与、環境面の第三者機関の関与は無い。
	SEA 報告書の審査	なし
	モニタリング・事後調査	なし
	ティアリング	なし
SEA 件数	N/A	

参考	Returned answer from Gert Johansen of Skovog Naturstyrelsen in January 2006
	The Prime Ministers Office, Denmark, 1993: Administrative Order regarding commentaries made on bills and other government proposals.
	Nordic Centre for Spatial Development (Nordregio), Hilding-Rydevik, T. (Ed.), 2003: Environmental Assessment of Plans and Programs, Nordic experiences in relation to the implementation of the EU directive 2001/42/EC. Nordregio. Stockholm.
	Dalal-Clayton, B. & Sadler, B., 2005: Strategic Environmental Assessment, A Sourcebook and Reference Guide to International Experience. Earthscan London.

フィンランド	
制度名称	<p>計画、プログラム、政策に関する環境影響の法及び規定(Act and Decree on the Assessment of the Impacts of the Authorities' Plans, Programmes and Policies on the Environment) (以下SEA法)</p> <p>(同様の規定が、土地利用と水管理に関する土地利用建築法(Land Use and Building Act)に含まれている)</p>
根拠	法令
特徴	SEA用の独立した制度(個別の計画法等の一部のものもある)。
導入年次	2005年6月施行
制度概要・背景等	<p>SEA制度はEUのSEA指令への対応として導入された。2002-2003年にかけて政府法案が政府内のワーキンググループの中で作成された。法令として2005年6月1日に施行された。</p> <p>同様の規定が、土地利用と水管理に関する土地利用建築法(Land Use and Building Act)に含まれている。</p>
対象	<p>政策、計画、プログラムに適用される。</p> <p>SEA法の第3条以降において、計画、プログラムに関するSEAの手順、原理や必要条件が定められている。また、政府のガイドライン(Guidelines on the assessment of plans, programmes and policies)は1998年から計画、プログラム、政策に適用されてきた。</p> <p>SEA法における対象は、農業、林業、漁業、エネルギー、鉱業、交通、廃棄物管理、水管理、通信、旅行、地域計画、土地利用、環境保護、自然保全、それらのプロジェクトの許可や承認の意思決定のフレームワークを定めるものが含まれる。さらに、自然保全法(Nature Conservation Act(1096/1996))については計画、プログラムに関する影響評価の義務がSEA法に定められている。</p> <p>これらの詳細は規定で定められることとされており、具体的には以下のものを含むことになる見込みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用及び建築法(132/1999)の第4条に含まれる国家土地利用ガイドライン (national land use guidelines referred to in section 4 of the Land Use and Building Act (132/1999)) ・ 廃棄物法(1072/1993)第40条に含まれる地域廃棄物処理計画(regional waste management plans referred to in section 40 of the Waste Act (1072/1993)) ・ 自然保全法(1096/1996)第8条に含まれる自然保全プログラム(nature

		<p>conservation programmes referred to in section 8 of the Nature Conservation Act (1096/1996))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域開発法(602/2002)第 5 条に含まれる地域開発プログラム (the regional development programmes referred to in section 5 of the Regional Development Act (602/2002)) ・ ヘルシンキ首都圏評議会法(1269/1996)第 2 条(3)に含まれる交通計画 (transport plans referred to in section 2(3) of the Act on the Helsinki Metropolitan Area Council (1269/1996))
SEA 手続	スクリーニング	スクリーニングプロセスは存在し、環境面の第三者機関(地域の健康と環境に関する当局、環境省、社会健康省等)の関与は行われるが、公衆関与は行われず。法令や規則に基づく計画・プログラムや SEA 法第4条で定めるセクター以外の分野の事業に関する許可や申請の意思決定を行う計画・プログラムの場合には、当該計画・プログラムやその改正が重大な環境影響を及ぼすおそれがある場合には、環境アセスメントが実施される(SEA 法第 5 条)。環境アセスメントの必要性の判断にあたり、他省庁への協議が行われなければならない。スクリーニングの結果は公開される。
	スコーピング	スコーピングプロセスは存在し、公衆関与や環境面の第三者機関の関与も行われる。計画やプログラムの策定に当たり、原則、目的、計画やプログラムの準備、関連する環境報告書に関する情報を得る機会を公衆に提供しなければならない。また公衆がそれらに対して意見を述べる機会も提供しなければならない。計画やプログラムの所轄当局は、適当な地域環境センターや、適切な場合には、地域の健康や環境に関する行政機関等と協議することとされている。仮に、計画やプログラムが広域にわたるかまたは重大な影響をもたらすものである場合には、環境省(Ministry of the Environment)や社会健康省(Ministry of Social Affairs and Health)への協議も行われなければならない。
	影響評価	累積的、複合影響、短・中・長期、一時的、正負の影響(人口、人間の健康、生活状態、アメニティー、生物多様性、動物、植物、土壌、水、大気、気候要因、コミュニティ構造、建設環境、景観、都市景観、物質の価値、文化的遺産、自然資源の活用、これらの相互作用)が含まれる。 経済的側面は含まれない。持続可能な開発の概念は含まれる。
	SEA 報告書	SEA 報告書に含まれる内容は、提案される計画等の内容、no-action 案を含む代替案、現状の環境、影響評価の結果、緩和措置等である。
	SEA 報告書の審査	SEA の審査は行われる。この際、公衆関与及び環境面の第三者機関の関与は行われる。

モニタリング・事後調査	モニタリング・事後調査は行われるが、公衆関与、環境面の第三者機関の関与は行われない。
ティアリング	ティアリングは行われる。
SEA 件数	2003 年: 明確な数値は無い。 2004 年: 明確な数値は無い。 現在進行中の SEA 数: 数百の土地利用計画、他に 10-20 件の SEA が行なわれている。
参考	Returned answer from Ulla-Riitta Soveri of the Ministry of the Environment in December 2005 Act on the Assessment of the Impacts of the Authorities' Plans, Programmes and Policies on the Environment (200/2005) Government Decree on the Assessment of the Impacts of the Authorities' Plans and Programmes on the Environment (347/2005)

ドイツ		
制度名称	環境適合性審査法(Gesetz über die Umweltverträglichkeitsprüfung、UVPG) 戦略的環境審査導入のための法(einer Strategischen Umweltprüfung und zur Umsetzung der Richtlinie 2001/42/EG、SUPG)	
根拠	法令	
特徴	既存の EIA 法令に SEA の要素を統合	
導入年次	2005 年 5 月改正法成立	
制度概要・背景等	EU の SEA 指令に基づき、SEA の対象となる計画及びプログラムを規定している。SEA は従来からあった EIA 法に統合する形で法令化された。スクリーニング、スコーピング手続きを経て、審査が行われるなど、EIA の手続きに準ずるものとなっている。 従来の EIA 法であった環境適合性審査法(UVPG)に SEA の要素を取り込むための改正法として戦略的環境審査導入のための法(SUPG)が 2005 年 5 月に成立した。	
対象	対象となる計画、プログラムが SEA 法に明記されている。具体的には、景観保護、森林保護、漁業、エネルギー、交通、廃棄物管理、水管理等の EU の SEA 指令に対応した計画・プログラムである。	
SEA 手続	スクリーニング	スクリーニングプロセスは存在する。 SEA の対象とする計画が法令に記されている。法令に記されていない計画については、計画・プログラムが重大な環境影響を与えるかどうかを所管官庁が評価し、SEA が必要かどうかを決定する。スクリーニング結果は公開される。スクリーニング段階の公衆関与や環境面の第三者機関の関与は行われない。
	スコーピング	スコーピングプロセスは存在する。 SEA の評価を行う前に、調査範囲を確定する手続きがある。具体的には、人類・動植物生態系の多様性、土壌・水・大気・景観、文化財その他、これら保護法益間の相互作用について、直接的影響、間接的影響、調査結果の記載、評価に関する事項である。この段階では、公衆の関与は行われないが、世論が勘案される。また、当該計画・プログラムにより、環境面の影響を受ける第三者機関は、調査範囲の設定の際に意見提出などで関与することができる。
	影響評価	EIA に準じ、環境面は含まれるが、社会経済面の影響評価は含まれない。

SEA 報告書	<p>報告書に記述する内容の主な事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画及びプログラムの概要、目標、他の関係する計画等との関連性 ・ 計画及びプログラムに適用される環境保護目標、計画等の策定の際に考慮する方法 ・ 計画及びプログラムが適用される地域の環境の特徴及び現在の状態並びに計画及びプログラムが実施されなかった場合に予測される状況 ・ 現在の計画及びプログラムにとって重要な環境問題 ・ 計画及びプログラムの公衆参加による環境適合性審査に基づく、予測される重大な環境影響の記述 ・ 計画及びプログラムの実施に基づく重大な環境への悪影響を回避、低減し、可能な限り調整するために実施される予定の措置 ・ 技術的な欠如、知見の不足など、記載事項を作成する際に明らかとなった問題点 ・ 審査された代替案の選択についての理由の概要、当該審査の実施経過 ・ モニタリングの実施に関する事項
SEA 報告書の審査	<p>関係官庁、公衆に対し、SEA 報告書に対する意見を求める。計画及びプログラム案、報告書案は1ヶ月間公開される。所管官庁は、これらの意見を考慮して、SEA 報告書を審査する。審査に第三者機関の関与はない。</p>
モニタリング・事後調査	<p>計画及びプログラムの実施から生ずる重大な環境影響については、早期に予見できない悪影響を調査するため、及び適切な是正措置を実施可能にするために、モニタリングを実施する。必要なモニタリング措置は、計画及びプログラムの採用とともに、環境影響評価書の記載に基づいて実施される。</p>
ティアリング	<p>スコーピングに際して、審査の重複回避のため、審査過程のどの段階で特定の環境影響を重点的に審査するかを定める。SEA が実施された計画やプログラムがその範囲を設定している事業を許認可する場合に行われる EIA は、追加的な環境影響、その他重大な環境影響がある場合や、影響評価の更新や掘り下げが必要な場合に限定される。</p>
SEA 件数	<p>不明</p>
参考	<p>Gesetz über die Umweltverträglichkeitsprüfung (UVPG: 環境適合性審査法) einer Strategischen Umweltprüfung und zur Umsetzung der Richtlinie 2001/42/EG (SUPG: 戦略的環境審査導入のための法)</p>

ギリシャ		
制度名称	策定中	
根拠	閣議決定 or 省令	
特徴	SEA 用の独立した制度	
導入年次	策定中	
制度概要・背景等	SEA 制度は主要都市計画と地方計画をカバーし、EU の SEA 指令を満たすものとなる。 SEA 制度の目的は、計画策定プロセスに環境保護の促進を盛り込むことである。	
対象	計画、プログラムに適用される。	
SEA 手続	スクリーニング	スクリーニングプロセスは存在し、公衆関与、環境面での第三者機関の関与は行われない見込み。
	スコーピング	スコーピングは行われ、公衆関与は行われるが、環境面での第三者機関の関与は行われない見込み。
	影響評価	影響評価は、環境面のみならず、累積的環境影響、複合的環境影響が考慮される。社会面、経済面の評価は行われない。
	SEA 報告書	SEA 報告書の内容は、代替案(no-action 案、環境に配慮した案を含む)、現状の環境、緩和措置、モニタリングなどである。この段階での公衆関与は行われる。
	SEA 報告書の審査	審査は環境省の検査官が行うが、公衆関与及び環境面の第三者機関の関与は行われない。
	モニタリング・事後調査	モニタリング・事後調査は行われるが、公衆関与及び環境面の第三者機関の関与は無い。
ティアリング	なし	
SEA 件数	現在、大半の都市計画に対して SEA が行われているところである。	
参考	Returned answer from Professor Costas Cassios of National Technical Univ. of Athens –Greek EIA Centre in December 2006	

アイルランド	
制度名称	SEA は以下の 2 つの制度がある。 1) EU の SEA 指令に関する 2004 年規定 (特定な計画とプログラムの環境アセスメント) (SI No.435 of 2004)。土地利用計画以外のすべての計画とプログラムに関連。 2) 2004 年計画策定と開発 (戦略的環境アセスメント) 規定 (SI No.436 of 2004)。土地利用を含んだすべての計画とプログラムに関連。
根拠	閣議指令/省令
特徴	1) EIA 法の一部 2) 個別の計画法等の一部
導入年次	1)、2) とともに 2004 年導入
制度概要・背景等	本 SEA 制度は EU の SEA 指令の要求事項を満たすように策定された。なお、当該規定の策定に当たり、多数のステークホルダーとの協議が行われた。また、加えて、EU 指令 2003/35 ⁷ の要求事項を満たすことによって、3 つの目的 (計画等への環境配慮の組み込み、EIA の補完、持続可能な開発) が満たされる。
対象	計画とプログラムに適用される。
SEA 手続	スクリーニング スクリーニングプロセスが存在しており、環境面の第三者機関 (環境保護庁、環境遺産地方省、通信海洋自然資源省) の関与は位置づけられているが、公衆関与は行われない。 SEA が義務付けられていない場合、定められた基準に基づき、定められた環境当局からの意見または所見を考慮し、所轄当局は計画/プログラムが環境面に重大な影響を与えるかどうかを事例ごとに検討しなければならない。定められた環境当局は、すべての場合、環境保護局 (EPA : Environmental Protection Agency) が該当し、また考古学、建築学、または自然遺産に関し重大な影響を及ぼす恐れがある場合には、環境遺産地方行政大臣 (Minister for Environment, Heritage and local Government) が該当する。さらに、海洋環境に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、通信海洋自然遺産大臣 (Minister for Communications, Marine and Natural Resources) が該当する。

⁷意思決定への公衆関与や環境情報へのアクセスに関するオース条約との整合性を図るために、2003 年 3 月 26 日には、EC 指令を部分的に改正する「環境に関連する計画及び実行計画の立案に関連する公衆参加並びに、公衆参加と公正へのアクセスに関する EC 指令 85/337/EEC 及び 96/61/EC の改正に関する EC 指令 (2003/35/EC) (DIRECTIVE 2003/35/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 May 2003 providing for public participation in respect of the drawing up of certain plans and programmes relating to the environment and amending with regard to public participation and access to justice Council Directives 85/337/EEC and 96/61/EC) 」 (以下「EC 指令 (2003/35/EC) 」という。) が採択された。

スコーピング	スコーピングプロセスは存在するが、公衆関与は無く、環境面の第三者機関の関与は行われる。スコーピングの手順は、スクリーニングと同様である。SEA が適用される場合、環境面の第三者機関との協議が義務付けられている。
影響評価	影響評価では、環境面、持続可能な開発の視点は含まれるが、社会面、経済面の影響評価は含まれない。また、累積的環境影響の把握及び複合的環境影響の把握は行われる。
SEA 報告書	SEA 報告書に含まれる内容は以下のとおり。 提案される計画等の内容、代替案（no-action 案、環境に配慮した案を含む）、現状の環境、調査・予測・評価、環境保全対策。
SEA 報告書の審査	土地利用計画に関連する計画策定機関、またはその他の計画等の場合では計画等策定当局が SEA 報告書の審査を行う。なお、公衆関与は行われませんが、環境面の第三者機関の関与は行われる。
モニタリング・事後調査	モニタリング・事後調査は行われるが、公衆関与及び環境面の第三者機関の関与は無い。
ティアリング	なし。ガイダンスが将来必要となるであろう。
SEA 件数	現在 120 件の SEA が実施中。
参考	Returned answer from Paul Connolly of Department of the Environment, Heritage and Local Government in January 2006

イタリア	
制度名称	策定中
根拠	法令
特徴	
導入年次	策定中
制度概要・背景等	2005年12月現在、イタリアの国家レベルのSEA制度は無い。EIAとSEAの研究が行われており、2006年2-3月頃に新法が完成する見込みである。新法によって、地域法の改正や、新たな政府法案の改正などが提案されている。
対象	
SEA 手続	スクリーニング
	スコーピング
	影響評価
	SEA 報告書
	SEA 報告書の審査
	モニタリング・事後調査
ティアリング	
SEA 件数	
参考	Returned answer from Olga Chitotti of Centro VIA Italia (Italian EIA Centre) in December 2005

ポルトガル		
制度名称	策定中	
根拠	規則	
特徴	個別計画法等の一部	
導入年次	策定中	
制度概要・背景等	<p>現在、唯一ポルトガルにある SEA 制度は土地利用計画に適用される戦略的影響評価(Strategic Impact Assessment)である。土地利用計画における戦略的影響評価の手引きが 2003 年に発行された。</p> <p>今後、ポルトガルの SEA 制度は、EU の SEA 指令に基づくものとなる予定である。この SEA の目的は、土地利用計画に対して環境配慮を統合することで持続可能な開発を実現すること、EU の SEA 指令の条件を満たすことである。計画策定機関が SEA の担当機関となる予定である。規定は策定中であり、詳細は明らかでない。</p>	
対象	計画とプログラムが対象範囲である。地域計画、地方マスタープラン等。	
SEA 手続	スクリーニング	SEA 規則はまだ成立していないためスクリーニングが義務付けられるかどうかは明らかでない。
	スコーピング	スコーピングの定義がガイダンスにあるが、スコーピングの手順や義務付けかどうかは明らかでない。
	影響評価	影響評価は累積的環境影響の把握や複合的環境影響などの環境面を含む見込み。また、社会面や経済面の影響評価も含まれる予定である。例えば、人間の問題、住環境、健康、文化の側面全ての関連事項など。しかし、持続可能な開発の視点が含まれるかは明らかでない。
	SEA 報告書	<p>影響評価書に対する公衆関与と環境面の第三者機関による関与が有ると考えられるが、第三者機関については詳しく決まっていない。</p> <p>SEA 報告書に含まれる項目は、提案される計画等の内容、代替案(no-action 案、環境に配慮した案を含む)、現況の環境、影響評価の結果、緩和措置等である。戦略的環境影響評価書の中にはスコーピング、影響の認識、評価、モニタリングが除外されるものもある。</p>
	SEA 報告書の審査	SEA 報告書の審査は有ると考えられるが、担当機関がどこかは決まっていない。恐らく第三者機関になる予定。公衆関与、環境面の第三者機関の関与は行われるが、第三者が何かは決まっていない。
	モニタリング・事後調査	モニタリング、事後調査はあると思われるが、公衆の関与と環境面の第三者機関の関与があるか明らかでない。

ティアリング	ティアリングが行なわれるか明らかでない。
SEA 件数	-
参考	Returned answer from Maria Rosario Partidario of New University of Lisbon, Environmental Engineering in December 2005
	Imperial College Consultants Ltd (ICON), 2001: SEA and Integration of the Environment into Strategic Decision-Making, Vol 2 Country Reports, Final Report to the European Commission No. B4-3040/99/136634/MWR/B4.

スロバキア	
制度名称	第 127/1994 年環境影響評価法(Law No. 127/1994 Coll. on Environmental Impact Assessment)
根拠	<p>法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 127/1994 年環境影響影響評価法(35 章) - 2006 年 1 月 31 日まで有効。 ・ 新環境影響評価法 - 2006 年 2 月 1 日より施行 (2006 年 1 月現在法令番号はない)。 ・ 第 50/1976 年国土計画と建築規範(土地利用計画)。
特徴	現行法は現行 EIA 法と越境 EIA 法を統合したものである。新法では、EIA 法に、計画策定関連法と越境 EIA 法を統合するものである。
導入年次	1994 年導入、新法は 2006 年施行
制度概要・背景等	SEA は、第 127/1994 環境影響影響評価法(35 章)に含まれており、同法は 2006 年 1 月 31 日まで有効である。新しい環境影響影響評価法は 2006 年 2 月 1 日より施行される(2006 年 1 月現在法令番号は無い)。土地利用計画文書に関連する政策、計画、プログラム(PPP)は第 50/1976 年国土計画法及び建築規範、また新しい環境影響影響評価法に基づく一般的手続きが適用される。
対象	<p>現法の対象(2006 年 1 月末まで有効):政策、計画とプログラム、法令と規制 新法の対象(2006 年 2 月以降有効):政策、計画とプログラム</p> <p>現法:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な開発政策、特にエネルギー供給、鉱業、製造業、交通、農業、林業、水管理、廃棄物管理、観光業分野 ・ 国土の土地利用計画と住居移住、特に中心域、都市地域、温泉保養地、特別汚染地域 ・ 環境に悪影響を与える可能性のある法令 <p>新法:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (同法)アネックス1に示している準備段階及び認可前の戦略的文書 ・ SEA のスクリーニング結果に基づく決定であり、(同法)アネックス1に示す戦略的文書の大きな変更 ・ SEA のスクリーニング結果、管轄当局が影響評価を実施すると決定する場合、(同法)アネックス1に未記載の計画であっても影響評価を実施。これらの文書は特に農業、林業、漁業、エネルギー、交通、廃棄物処理、水管理、遠距離通信技術、観光業、景観計画の分野または、土地利用、地域計画の分野に関連するもの、または環境に関連するものであり(環境に影響を及ぼすおそれがあるもの、特定の規則により指定された保護地域への影響、特定の規則により保護地域へ影響を及ぼすおそれがあることを含む)、提案された行動の承認の枠組みを作り出すもの

SEA 手続	スクリーニング	<p>新法では、スクリーニングは行われ、公衆関与や環境面の第三者機関(当局が指定した専門的知識を有する自然人または法人)の関与も行われる。</p> <p>新法におけるスクリーニングにおいて、所轄官庁は、提案者により提案された意向通知に基づき、PPPの影響評価が行われるか否かの決定の基礎となる調査手順を作成する。</p>
	スコーピング	<p>新法ではスコーピングが行なわれ、公衆関与や環境面の第三者機関の関与も行なわれる。</p> <p>単独または他の活動と組み合わせて影響を及ぼす PPP の場合、所轄官庁は検査官との議論の後に鳥獣生息保護地域、欧州の重要な地域、ナチュラ 2000 の保護地域を決定し、また省庁と協議の後に、10 日以内に検査官に SEA の範囲に関する文書を提出する。調査が引き続き行われる場合には、アセスメントの必要性が正当と判断されてから 10 日以内に提出する。</p> <p>所轄官庁は、省庁のインターネットサイト上で SEA の範囲を決定後すぐに発表し、同時にそれに対する公衆の意見の提出先住所を発表する。検査官は PPP が地方自治体から提出されたすぐ後に SEA の範囲を発表する。公衆や関連する地方自治体、関連する私有地、関連する機関等は、SEA の範囲に対して、それが所轄官庁に提出されてから 10 日以内に、検査官に対して見解を述べることができる。</p>
	影響評価	<p>新法では、社会面と経済面の影響評価が考慮される予定である。累積的環境影響、複合的環境影響、持続可能な開発の視点も配慮される。</p>
	SEA 報告書	<p>SEA 報告書は、提案された PPP、環境に配慮した案を含む代替案、環境の現況、緩和手段を含む。新法では、この段階における公衆関与と環境面の第三者機関の関与が行われる。</p>
	SEA 報告書の審査	<p>環境面の第三者機関の関与は行われるが、公衆関与は行われない。</p> <p>公聴会に関する情報は所轄官庁に送られ、PPP は少なくとも 10 日前までに影響を受ける地方自治体に送付される。関連する官庁と影響を受ける地方自治体は、SEA 報告書及び PPP の内容に対して書面による意見を所轄官庁に、遅くとも(SEA 報告書が提出されてから)21 日以内に提出する。</p>
	モニタリング・事後調査	<p>モニタリング・事後調査は行われ、環境面の第三者機関の関与は行われるが、公衆関与は行われない。</p>
ティアリング	なし	

SEA 件数	<p>2003 年: 3 件</p> <p>2004 年: 5 件</p> <p>現在実施中: 1 件</p> <p>過去 11 年間、EIA 省は多くの開発計画の影響評価を実施してきた。例えば（エネルギー分野や水管理などの）政策、（国土開発の概念などの）計画、（廃棄物管理分野などの）プログラム、（広域地域、大都市などの）土地利用計画に関する計画とプログラムなどである。</p>
参考	<p>Returned answer from Tomas Cernohous of Ministry of Environment of Slovak Republic in December 2005</p>

スペイン		
制度名称	策定中	
根拠	法令	
特徴	SEA 用の独立した制度	
導入年次	策定中	
制度概要・背景等	EU の SEA 指令に基づく国内法は現在作成中である。当該制度は、計画策定段階における環境保護の推進、持続可能な開発の達成を満たすことを目的としている。	
対象	<p>下記(a)または(b)に関する全ての計画・プログラムに SEA は適用される。</p> <p>(a) 農業、森林、漁業、エネルギー、工業、運輸、廃棄物処理、水管理、電気通信、観光、都市/農村計画、土地利用を対象とし、1985EIA 指令(85/337/EEC) に記載されている将来の開発に関する合意に対して、「枠組みを設定する」ものである場合</p> <p>(b) 「生息環境指令」(92/43/EEC) で保護されている自然環境保全地域に重大な影響を及ぼしそうな場合</p>	
SEA 手続	スクリーニング	スクリーニングプロセスは存在し、環境面の第三者機関(環境当局等)の関与、公衆関与は行われる。環境当局への協議は義務と考えられるが、その他の機関や NGO 等への拡大もありえる。
	スコーピング	スコーピングプロセスは存在し、環境面の第三者機関の関与、公衆関与は行われる。環境当局への協議は義務と考えられるが、その他の機関や NGO 等への拡大もありえる。
	影響評価	影響評価は、環境面、持続可能な開発の概念、社会的側面を含むが、経済的側面は含まない。累積的環境影響や複合的影響の把握も行われる。
	SEA 報告書	SEA 報告書に含まれる内容は以下の通り。 提案される計画等の内容、代替案(no-action 案、環境に配慮した案を含む)、現状の環境、影響評価の結果、緩和措置、その他(当該計画またはプログラムと他の計画・プログラム等との関連性、国際的な場や EU 域内レベルで位置づけられている環境保護目的、モニタリングの手法)。
	SEA 報告書の 審査	環境省や関連する地域当局は、SEA の審査を行い、この際、公衆関与は行われる。
	モニタリング・ 事後調査	モニタリング・事後調査は行われる。この際、公衆関与及び環境面の第三者機関の関与も行われる。環境省または関連する地域当局はモニタリング段階で関与可能である。

ティアリング	計画やプログラムが階層構造を有する場合、階層構造の異なるレベルにおいて影響評価が行われる。環境影響の報告書は、計画やプログラムの内容の具体性、意思決定プロセス、影響評価の重複をさけるための影響評価を行う範囲を考慮に入れなければならない。
SEA 件数	現在 2 件実施中。
参考	Returned answer from Adrián Vecino of Ministry of Environment, Spain in January 2006

オランダ		
制度名称	策定中 ⁸	
根拠	法令	
特徴	EIA 法の一部	
導入年次	1986 年導入、1994 年改正。	
制度概要・背景等	現行 EIA 法は 1986 年に施行(1994 年改正)。現在改正中。	
対象	計画とプログラムに適用される	
SEA 手続	スクリーニング	スクリーニングが義務付けられているが、公衆関与と環境面の第三者機関の関与はない。スクリーニングは EIA 規則のポジティブリスト形式により行なわれる。また、EU の生息環境・鳥類指令の関連地域での計画には、スクリーニングの手続きが行われる。
	スコーピング	環境面の第三者機関の関与を含むスコーピングの義務付けがある。公衆の関与は法では規定されておらず、スコーピング段階で決定される。
	影響評価	幅広い社会面、経済面の影響評価が計画とプログラムの特徴によりスコーピング段階で決定される。経済面の影響評価は費用便益分析が含まれる場合もある。累積的影響、複合的影響、持続可能な開発の概念が含まれる。
	SEA 報告書	SEA 報告書に含まれる内容は、提案される計画等の内容、代替案、現況の環境、調査・予測・評価、緩和措置及びその他(例えば要約、モニタリングスキーム(必須))などである。計画機関は SEA 報告書の作成に当たり、他機関の関与を義務付けられていない。
	SEA 報告書の審査	SEA 報告書の審査は、オランダ EIA 委員会が担当機関である。公衆関与や特別に任命された他機関の関与が行われる。
	モニタリング・事後調査	モニタリングの義務付けがあり、モニタリング報告書は公表されなければならない。なお、公衆の関与と環境面の第三者機関の関与はない。
ティアリング	ティアリングはスコーピング段階で決定される。	
SEA 件数	N/A	
参考	Returned answer from Dr Jos Arts & Ir. Petra Boonman. Ministry of Transport, Department of Infrastructure and Environment in January 2006	

⁸ 現行 EIA 法においても既に計画、プログラム、事業等を対象とした SEA 制度を導入しているが、EU の SEA 指令へ対応するための制度改正を現在実施中である。

英国（イングランド）		
制度名称	計画及びプログラムの環境影響評価に関する規則(The Environmental Assessment of Plans and Programmes Regulations 2004: 2004no.XXXX)	
根拠	規則	
特徴	SEA 単独の制度	
導入年次	2004 年導入	
制度概要・背景等	<p>イギリス国内では、構成 4 カ国で各種の政府機関が法整備を行っている。なお、以下では、イングランドの制度を中心に解説するものとする。</p> <p>イングランドでは、イギリス政府機関である副首相府(ODPM: The Office of the Deputy Prime Minister)が EU の SEA 指令のイングランド内への制度導入を担当しており、SEA 指令の実行に関するイングランド版SEA 規則として「計画及びプログラムの環境影響評価に関する規則(The Environmental Assessment of Plans and Programmes Regulations 2004)」(以降「SEA 規則」と称す。)を作成した。同規則は 2004no.XXXX とコード化されており、2004 年 7 月 20 日に施行された。</p>	
対象	法的、制度的、行政的必要性に基づく計画・プログラムで、国家・地方・地域レベルの主務省庁により、作成・採択が行われるもの、または国会若しくは政府による立法手続きを通じて、主務省庁が採択のための手続きを行うもの。	
SEA 手続	スクリーニング	主務省庁は、SEA 規則別表 1 (Schedule 1) で記載された環境に重大な影響を及ぼす程度を決定する基準を考慮し、法定協議機関と協議した上で SEA の実施の必要性の有無を決定する。環境へ重大な影響を与えるおそれがないと主務省庁が決定し、SEA を実施しない場合には、主務省庁は当該決定とその理由を明記した文書を作成し、公衆へ公開する。この段階での公衆関与は無いが、環境面の第三者機関として法定協議機関の関与が行われる。
	スコーピング	主務省庁は、SEA の範囲を決定するために法定協議機関(環境面の第三者機関を含む)と協議することが義務付けられており、その際、当該計画等に対する SEA スコーピング報告書が、主務省庁から法定協議機関との協議を目的に発行される場合がある。なお公衆関与は行われない。
	影響評価	累積的環境影響、複合的環境影響の評価を含む。経済面、社会面は基本的に考慮されない。

⁹ 田園地方庁(The Countryside Agency)、イングランド文化遺産財団(English Heritage)、イングランド自然保護評議会(English Nature)、環境庁(The Environment Agency)の4機関

SEA 報告書	SEA 報告書は以下の内容を含む。 要約、方法論、背景、SEA の目標・ベースライン、計画等の問題点・代替案、緩和措置など。
SEA 報告書の審査	SEA 報告書が作成された後、公衆関与及び法定協議機関(環境面の第三者機関の関与)が行われる。また、SEA 報告書が公告・縦覧された際に提出された意見に対して、所轄官庁の意見が提出される。
モニタリング・事後調査	主務省庁は、予期できない負の影響を早期に把握するために、計画またはプログラムの実施における環境影響をモニタリングしなければならない。公衆関与及び環境面の第三者機関の関与に関する規定は無い。
ティアリング	-
SEA 件数	-
参考	ODPM(2005) A Practical Guide to the Strategic Environmental Assessment Directive.

米国		
制度名称	国家環境政策法(National Environmental Policy Act:NEPA) ¹⁰	
根拠	法令	
特徴	環境政策全般の法制度の一部	
導入年次	1969年導入	
制度概要・背景等	連邦政府の行為に対して適用されるため、政策、計画、プログラム、事業の全てが対象に含まれる。具体的な手続きは、CEQ(Council on Environmental Quality)のNEPA 施行規則(以下 CEQ 規則)に規定されている。	
対象	政策、計画、プログラムに適用される。 連邦政府機関の実施する主要な行為に対して NEPA 適用の義務が発生する。主要な連邦政府機関の行為には、連邦政府機関によって全部または部分的に、資金の供与、支援、実施、規制または承認がなされたプロジェクトやプログラムを含む新規や継続の活動、新規のまたは改正された連邦政府機関のルール、規制、計画、政策あるいは手続き、及び法案を含む。	
SEA 手続	スクリーニング	各連邦政府機関は、CEQ 規則を補完する手続きとして EA(Environmental Assessment)と EIS(Environmental Impact Statement)の「類型除外リスト」を作成している。連邦政府機関の行為が、類型除外リストに掲げられた“EA 及び EIS ともに必要無い場合”や、“通常、直接 EIS を作成する場合”に該当しないときには、EIS 作成の必要性の有無の検討に当たり、簡易の環境影響評価である EA を作成しなければならない。 提案された行為が、EA の分析を通じて、環境に重大な影響を及ぼさないと結論され、EIS が作成されない場合に、当該行為を提案する連邦政府機関は FONSI (Finding of No Significant Impact: 重大影響が無い旨の所見をとりまとめた文書)を作成する。FONSI は、提案された行為が人間をとりまく環境に対する重大な影響を有しない場合に、EIS の準備が行われないことを簡潔に述べた書類である。FONSI には、EA かまたはその要約を含む。この段階においては、公衆関与、環境面の第三者機関の関与は任意である。
	スコーピング	提案された行為の環境影響評価の実施に関して、課題の範囲の決定、重要な課題の特定は、早期段階で、開かれたプロセスのもとで行われる。公衆関与及び環境面の第三者機関の関与も行われる。
	影響評価	関連行為、累積的行為、類似行為の影響評価が行われる。

¹⁰ 米国では SEA という表現は使われない。

SEA 報告書	SEA 報告書は以下の内容を含む。 要約、政府の行為の目的と必要性、提案行為と代替案、影響を受ける環境、環境への影響など。
SEA 報告書の審査	SEA 報告書案の作成後、公表され、関連する連邦政府機関や公衆等からの意見を聴取する。これらの意見に基づき、主導連邦政府機関は、SEA 報告書の最終版を作成する。
モニタリング・事後調査	NEPA の環境影響評価の手続きは、意思決定の実施前に適切な環境影響評価を行うことであり、NEPA 及び CEQ 規則の双方においても、意思決定の実施後におけるモニタリングの実施は原則として任意である。
ティアリング	行われる。
SEA 件数	SEA のみの件数は不明。
参考	NEPA (The National Environmental Policy Act of 1969) http://ceq.eh.doe.gov/Nepa/regs/nepa/nepaeqia.htm
	CEQ - Regulations for Implementing NEPA http://ceq.eh.doe.gov/nepa/regs/ceq/toc_ceq.htm

カナダ		
制度名称	政策、計画、プログラムに関する環境アセスメントの閣議指令(Cabinet Directive on Environmental Assessment of Policy, Plan and Programme Proposal)	
根拠	閣議指令	
特徴	SEA の独立した制度	
導入年次	1990 年導入、1999 年、2004 年改正。	
制度概要・背景等	<p>“政策、計画、プログラムに関する環境アセスメントの閣議指令”のもとに連邦 SEA 制度が義務付けられている。閣議指令は 1990 年に施行された。1999 年、2004 年に改正が行われた。</p> <p>1999 年閣議指令は省や局の責任を明確化すること、また SEA と持続可能な開発戦略の実施を結びつけることにより SEA の役割を強化した。</p> <p>2004 年閣議指令は、持続可能な開発への連邦公約に従い、“省庁の政策、計画、プログラムの提案もたらす潜在的な環境影響を、適切な場合には、大臣は考慮する”と定めている。環境に重大なプラスまたはマイナスの影響を生じる恐れのある場合、すべての政策、計画、プログラム提案が大臣に提出される前に SEA を行なわなければならない。</p>	
対象	政策、計画、プログラムに適用。	
SEA 手続	スクリーニング	スクリーニングプロセスは存在する。スクリーニング段階では、簡易アセスに相当する「予備調査(Preliminary scan)」が義務付けられているが、公衆関与及び環境面の第三者機関の関与は行われぬ。仮に重要な環境影響が見つければ、本格的な環境影響評価である「詳細分析(detailed analysis)」が実施されなければならない。
	スコーピング	スコーピングプロセスは存在するが、公衆関与及び環境面の第三者機関の関与は無い。
	影響評価	環境影響に起因する社会、経済面の影響は取り入れられる。また、累積的環境影響、複合的環境影響、持続可能な開発のコンセプトも触れられる。
	SEA 報告書	SEA 報告書の内容は、提案された PPPs(政策、計画、プログラム)、代替案(no-action 案、環境に配慮した案を含む)、現状の環境、影響評価の結果、緩和措置などである。この段階の公衆関与及び環境面の第三者機関の関与は行われぬ。
	SEA 報告書の審査	SEA 報告書は、提案作成省庁の幹部管理者及び他省庁によってレビューされるが、公衆関与や環境面の第三者機関の関与は無い。

モニタリング・事後調査	モニタリング・事後調査が行われることになる場合には、資金拠出省庁は、事後調査等の手段を検討しなければならない。2004 年閣議指令において、詳細分析(detailed analysis)が行われた場合には、公開声明(public statement)を提出することになっている。
ティアリング	ティアリングは行われる。
SEA 件数	N/A
参考	Returned answer from Glen A. Packman of G.A. Packman & Associates Inc. Environmental Consultants in December 2005

ニュージーランド	
制度名称	資源管理法 (Resource Management Act (RMA))
根拠	法令
特徴	個別の計画法等の一部。
導入年次	1991 年導入
制度概要・背景等	<p>資源管理法は、国家の環境管理の基礎となり、環境政策の優先順位や方向性を定める法である。SEA の独立した制度は存在しないため、資源管理法に整合する形で、多くの環境法令に SEA の概念が統合されており、また EIA が義務付けられている場合もある。SEA は法令レベル、そして地域レベルの二段階によって進められる。地域レベルでは特定地域や特定テーマに適した政策と計画により進められる。法令の草案段階で規制影響評価 (Regulatory Impact Assessment) を行う。</p> <p>資源管理法 1991 (RMA 1991) と整合が図られている法令(一部)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオセキュリティ法 1993 (Biosecurity Act 1993) ・ 付帯規則法 1910 (Bylaws Act 1910) ・ 保全法 1987 (Conservation Act 1987) ・ 鉱物法 1991 (Crown Minerals Act 1991) ・ エネルギー効率と保全法 2000 (Energy Efficiency and Conservation Act 2000) ・ 環境法 1986 (Environment Act 1986) ・ 森林法 1949 (Forests Act 1949) ・ 有害物質と新物質法 1996 (Hazardous Substances and New Organisms Act 1996) ・ 陸運法 1998 (Land Transport Act 1998) ・ 保存法 1977 (Reserves Act 1977) <p>国レベルでは、環境省が他省庁の作成する法の環境影響評価を行う。これは、当該法案に対して環境省が他省庁に対して意見提出を行う閣議プロセスで行われる。ニュージーランドの環境制度の主な柱は、資源管理法 1991 (RMA: Resource Management Act 1991) である。同法に基づき、86 の地域と地区審議会で日常の環境管理の開発が行われた。国家レベルでは、資源管理手法に関する審議会のための明瞭なガイダンスとして、国家政策文書 (National Policy Statements) が作成された。現時点では、ニュージーランド湾岸地域政策文書が唯一である。</p>

対象		政策(policy)、計画(plan)、(幾つかの)プログラム(program)、法令、規定(SEAが明確に言及されていない)に適用される。
SEA 手続	スクリーニング	スクリーニングプロセスは存在し、公衆関与は行われるが、環境面の第三者機関の関与は行われない。
	スコーピング	スコーピングプロセスは存在し、公衆関与は行われるが、環境面の第三者機関の関与は行われない。 通常、スコーピングは法案に対する一般市民の意見聴衆の前に閣議によって行なわれる。立法過程の一部に限定的な公衆関与があるが、法令では定められてない。通常、第三者機関の関与は法案作成段階には含まれない。むしろ地方当局の関与が行なわれる。
	影響評価	社会面の影響評価は含まれる場合もある。経済面の影響評価は含まれる。具体的に、資源管理法には、全審議会に対して代替案の検討や便益、費用の考慮を義務付けた項(第32項)がある。費用は全ての目的、政策、規則、また計画における他の方法を考慮したものである。累積的環境影響、複合的環境影響は含まれ、持続可能な開発のコンセプトも含まれる。
	SEA 報告書	SEA 報告書に含まれる内容は、提案される計画等の内容、代替案(no-action 案、環境に配慮した案を含む)、現況の環境、調査・予測・評価、緩和措置などである。
	SEA 報告書の審査	なし
	モニタリング・事後調査	モニタリング・事後調査は行われるが、公衆関与、環境面の第三者機関の関与は行われない。
ティアリング		ティアリングは資源管理法 1991 によって義務付けられている。
SEA 件数		N/A
参考		Returned answer from Phil Gurnsey the Ministry for the Environment in December 2005
		Returned answer from Helen Yorke of the Ministry for the Environment in December 2005

スイス		
制度名称	策定中	
根拠		
特徴		
導入年次		
制度概要・背景等	現在策定中であり、詳細不明。	
対象		
SEA 手続	スクリーニング	
	スコーピング	
	影響評価	
	SEA 報告書	
	SEA 報告書の審査	
	モニタリング・事後調査	
ティアリング		
SEA 件数		
参考	Returned answer from Niklaus Hilty of Bundesamt für Umwelt BAFU	

韓国		
制度名称	事前環境評価システム (Prior Environmental Review System, PERS)	
根拠	法令	
特徴	SEA 用の独立した制度	
導入年次	1993 年導入、2005 年改正	
制度概要・背景等	PERS のターゲットは、環境アセスメントが必要なプロジェクトの決定に影響する政策、計画、プログラム(PPP)である。	
対象	SEA は政策、計画、プログラムに適用される。PERS の適用対象 PPP は大統領令に記載される予定である。SEA 法は導入したが、大統領令はまだ策定中である。	
SEA 手続	スクリーニング	スクリーニングプロセスは存在しない。
	スコーピング	スコーピングプロセスは存在する。 SEA の規定により、計画策定機関は SEA の初期段階でアドバイザー委員会を設置しなければならない。アドバイザー委員会は専門家、NGO、住民代表、計画策定機関の役人、協議機関(環境省)などを含む 10 人前後から構成される。スコーピングはアドバイザー委員会の主要な任務の一つである。アドバイザー委員会の設置は義務づけられている。
	影響評価	影響評価は環境面だけでなく、国家遺産、現存する住民とその地域社会に対する影響、人口数などの社会面も含まれる。また、経済面には環境問題に関連するどんな影響も含まれる(エネルギー使用効率など)。
	SEA 報告書	SEA 報告書に含まれる内容は、提案される計画等の内容、代替案(no-action 案、環境に配慮した案を含む)、現状の環境、影響評価の結果、緩和措置である。
	SEA 報告書の審査	SEA 報告書の審査が義務付けられている。環境省が主に審査に関する責任を有するが、必要に応じて関連機関も行なう。審査に公衆関与と、環境省の依頼により韓国環境政策院(KEI)、専門家団体など環境面の第三者機関が関与する。
	モニタリング・事後調査	モニタリング・事後調査は行われるが、公衆関与と環境面の第三者機関の関与は行われない。
ティアリング	ティアリングは制度上義務付けられていない。	
SEA 件数	SEA の適用事例数は、2003 年およそ 300 - 400 件。2004 年は 2003 年とほぼ同様。	
参考	Returned answer from Young-Il Song of the Korea Environment Institute in December 2005	

中国		
制度名称	中華人民共和国環境影響評価法(EIA法)	
根拠	法令	
特徴	EIAとSEAが統合されている。	
導入年次	2003年	
制度概要・背景等	EIA法では、SEAの実施が必要とされている計画の分類を行うと共に、計画に対する環境アセスメントのプロセスと要求事項を規定している。具体的には、SEA適用対象の総合計画、特別項目計画の範囲、SEA適用対象の具体的範囲の特定、特別項目計画案に対する環境影響報告書の内容、公衆関与の方法、認可機関による審査方法、モニタリングなどである。	
対象	土地利用関連計画及び地域・流域・海域の建設・開発利用計画(総合計画)と工業・農業・牧畜業・林業・エネルギー・水利・交通・都市建設・観光・自然資源の開発に関するセクター計画(特別項目計画)に適用される。	
SEA 手続	スクリーニング	EIA法では、SEAの対象として、総合計画と特別項目計画を原則対象としており、対象計画は100数種となる。SEA対象とするかしないかは、スクリーニングを通じて決定されることとされている。具体的スクリーニング基準は、国務院の環境保全行政主管部門が国務院関係部門と共同で規定し、またそれを国務院に上申して認可を受けるものとされている。スクリーニングを実施する際の、公衆関与や第三者機関の関与はない。
	スコーピング	不明
	影響評価	環境面についての評価が中心であるが、用意する環境保全措置に対して、経済合理性、社会の許容等に関する論証を行う。
	SEA報告書	特別項目計画のSEA報告書は、以下の内容を含む。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該計画の実施が環境にもたらし得る環境影響の分析、予測と評価 ・環境への悪影響の予防或いは軽減する対策と措置 ・SEAの結論

SEA 報告書の審査	<p>行政区を設置する市級以上の人民政府は、特別項目計画草案を認可して政策決定を下す前に、人民政府指定の環境保全行政主管部門或いはその他部門および専門家で構成された審査グループを召集し、SEA 報告書を審査する。審査グループに参加する専門家は、国務院の環境保全行政主管部門の規定に照らして設立された専門家データベースに収められた、関連分野の専門家リストの中から、ランダム方式で選定される。</p> <p>省級以上の人民政府関係部門がその認可を担当する特別項目計画については、その環境影響報告書の審査方法は、具体的な規定は設けられておらず、国務院の環境保全行政主管部門が国務院関係部門と共同でこれを制定する。</p>
モニタリング・事後調査	<p>環境に対し重大な影響を持つ計画が実施された後、その計画策定機関は計画の環境影響について検査・分析・評価を行うと共に、相応な対策を採る。事後調査には以下の特徴がある。</p> <p>(1) 事後調査の実施責任主体は計画策定機関</p> <p>(2) 事後調査の対象は、SEA 法適用範囲内で環境に対し重大な影響を持つ全ての計画</p> <p>(3) 事後調査は、環境に重大な影響を持つ計画が実施された後、計画策定機関が状況に応じて適時に実施</p> <p>(4) 事後調査は、その計画が実施された後の環境影響に対し検査・分析・評価を行う</p> <p>(5) 計画策定機関は、評価の結果報告をその計画の審査・認可機関に上申する</p> <p>(6) 計画策定機関は、計画が実施された後、環境に明らかな悪影響が発生したことを発見した場合、直ちに改善措置を提出する</p> <p>(7) 計画の審査・認可機関は、環境影響状況を把握すると同時に改善措置の提案を受け取った後、直ちに政策決定を行い、必要であれば更にその計画の策定機関と環境保全等行政主管部門を集めて、その計画に適切な調整を加えることを決定しなければならない</p> <p>(8) 事後調査の具体的な実施者は、計画策定機関が決定する</p>
ティアリング	N/A
SEA 件数	N/A
参考	<p>全国人民代表大会環境・資源保護委員会法案室，中華人民共和國環境影響評価法の条文解釈</p>

	香港	
	その1	その2
制度名称	環境影響評価条例スケジュール3 (Schedule 3 of the EIA Ordinance(EIAO))	大規模開発プロジェクトのための環境影響評価に関する行政回覧(Circular on environmental assessments for large scale development project)
根拠	法令(条例)	行政規定
特徴	EIA 法令に統合されている	SEA を内容に含む主要政策提案に対する環境影響評価または持続可能性影響評価
導入年次	1998 年導入	1998 年導入
制度概要・背景等	<p>EIAO は 1998 年に施行された。この中では、文書化(通常は EIA)と公衆関与が義務である事業に関する対象事業リストが示されており、このリストには、主要な都市開発や都市再開発プロジェクトが含まれる。これらのプロジェクトは、EIAO のスケジュール 3 に基づくものであり、これらの主要都市開発や都市再開発プロジェクトに対する環境影響評価は、通常 SEA とみなされるものである。</p> <p>EIAO スケジュール 3 は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 20ha 以上または総人口 10 万人以上の都市開発プロジェクトに関する技術的実行可能性調査 人口 10 万人以上の都市再開発プロジェクトに関する技術的実行可能性調査 	<p>1998 年、政府は「大規模開発プロジェクトのための環境影響評価に関する行政回覧」を発行した。これまでは 1992 年以来、執行理事会 (Executive Council) に提出される全ての案のもたらず環境影響の評価が求められてきた。1999 政策声明 (Policy Address) は、行政機関が持続可能性影響評価を主要な政策提案に対して行うことを定めた。また、2002 年 4 月以来、主要な政府提案に対する「持続可能性影響評価 (Sustainability Assessment)」及び「持続可能性評価 (Sustainability Implications)」の実施が求められている。さらに 2005 年の政策声明によって、将来的に、主要な政府政策は環境保護調査を実施しなければならなくなる。</p>

対象		計画に適用される。	政策、計画、プログラムに適用される。 最も一般的な種類のものは下記のものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域的土地利用計画 ・ 交通戦略及び政策 ・ 分野別戦略及び政策
SEA 手続	スクリーニング	スクリーニングプロセスは存在し、公衆関与や環境面の第三者機関の関与も行われる。 プロジェクト提案者は、指定されたプロジェクトに関する EIA/SEA の研究文書 (Study Brief) を申請するために、EPD (環境保護局) に、プロジェクトプロフィールを提出しなければならない。	スクリーニングプロセスは存在し、公衆関与や環境面の第三者機関の関与も行われる。 運用的取り扱いとして、提案者はプロジェクトプロファイル文書を EPD に提出し、EPD は SEA の研究文書を作成する。
	スコーピング	スコーピングプロセスは存在し、公衆関与及び環境面の第三者機関の関与も行われる。 定義によると、研究文書は、調査の課題や範囲をスコーピングする手続である。	スコーピングプロセスは存在し、公衆関与及び環境面の第三者機関の関与も行われる。 定義によると、研究文書は、調査の課題や範囲をスコーピングする手続である。
	影響評価	社会的影響や経済的影響は考慮されない。累積的環境影響や複合的環境影響、持続可能な開発のコンセプトは考慮される。	社会的影響や経済的影響は考慮されない。累積的環境影響や複合的環境影響、持続可能な開発のコンセプトは考慮される。
	SEA 報告書	SEA 報告書に含まれる内容は、提案された計画等の内容、代替案(no-action 案、環境に配慮した案を含む)、現状の環境、影響評価の結果、緩和措置などである。	SEA 報告書に含まれる内容は、提案された計画等の内容、代替案(no-action 案、環境に配慮した案を含む)、現状の環境、影響評価の結果、緩和措置などである。

SEA 報告書の 審査	SEA 報告書の審査手続は存在し、公衆関与及び環境面の第三者機関の関与も行われる。SEA 報告書が正式に提出された後、EPD は、それが EIAO の研究文書(Study Brief)及び技術覚書(Technical Memorandum)の要件を満たすかどうかを判断しなければならない。	SEA 報告書の審査手続は存在し、公衆関与及び環境面の第三者機関の関与も行われる。環境に関するアドバイザー審議会(Advisory Council on the Environment)は、SEA 報告書に対するコメントを提出する。
モニタリング・ 事後調査	モニタリング・事後調査は行われるが、公衆関与及び環境面の第三者機関の関与は行われない。	モニタリング・事後調査は行われるが、公衆関与及び環境面の第三者機関の関与は行われない。
ティアリング	EIAO スケジュール 3 の記載に従い、道路、鉄道などの同スケジュール 2 に指定されたプロジェクトは、その建設や運用に関連して、EIAO に基づき環境許可(Environmental Permit)を取得しなければならない。	ティアリングは行われる。
SEA 件数	2003 年: 0 件 2004 年: 1 件 実施中: 1 件	2003 年: ~ 10 2004 年: ~ 10 実施中: ~ 10
参考	Returned answer from Vincent LAU of Environmental Protection Department in January 2006	Returned answer from Vincent LAU of Environmental Protection Department in January 2006

フィリピン	
制度名称	策定中
根拠	法令
特徴	
導入年次	
制度概要・背景等	<p>SEA のイニシアチブと概念の枠組みは 1996 年に提案された (IEMSD,1996)。ボホールとセブ地域でいくつか SEA プロセスが行われており、公衆の関与が提案されている。湿地デルタ地域でも SEA のイニシアチブが行われ、セブとメトロマニラのマスタープランにおいて SEA 制度の開発が行われている。</p> <p>新EIA法は政策と計画におけるSEAを含む。現在、草案段階である。SEAの手順方法論、手引きはないが、学識者に提案されている。環境天然資源省と環境管理委員会はSEAの一般調整担当である。SEAの事例は数件に限られる。公衆の関与が義務づけられているが実施は少ない。</p>
対象	
SEA 手続	スクリーニング
	スコーピング
	影響評価
	SEA 報告書
	SEA 報告書の審査
	モニタリング・事後調査
ティアリング	
SEA 件数	
参考	<p>The World Bank, 2006: Environmental Impact Assessment Regulations and Strategic Environmental Assessment Requirements Practices and Lessons Learned in East and Southeast Asia, WB, Environment and Social Development Unit, East Asia and Pacific Region, Discussion Paper.</p> <p>IEMSD, 1996: Integrated environmental management for sustainable development EIA-SEA. Los Baños, Laguna: University of the Philippines, Los Baños Foundation.</p> <p>Tan Alan K. J., 2003: Recent Institutional Developments on the Environment in Southeast Asia A Report Card on the Region (http://sunsite.nus.edu.sg).</p>

インドネシア		
制度名称	SEA 法令なし	
根拠		
特徴		
導入年次		
制度概要・背景等	EIA 制度はあり、プロジェクトに基づいた EIA は行なわれているが、SEA 法令はない。環境省は 2004 年に戦略的環境アセスメントに関する(政策、計画、プログラムを説明する)本を出版した。しかし、SEA の方法論と事例を含む SEA ガイドラインはない。環境管理法 23(1997 年)の改正で、より SEA について触れるよう計画されている。	
対象		
SEA 手続	スクリーニング	
	スコーピング	
	影響評価	
	SEA 報告書	
	SEA 報告書の審査	
	モニタリング・事後調査	
ティアリング		
SEA 件数		
参考	The World Bank, 2006: Environmental Impact Assessment Regulations and Strategic Environmental Assessment Requirements Practices and Lessons Learned in East and Southeast Asia, WB, Environment and Social Development Unit, East Asia and Pacific Region, Discussion Paper.	
	Briffett, C., Obbard, J. P., and Mackee, J., 2003: Towards SEA for the developing nations of Asia. Environmental Impact Assessment Review, 23, pg.171-196.	

ベトナム		
制度名称	環境法 GD175/CP と回覧 490/TT-BKHCNMT(LEP, GD 175/CP and Circular No. 490/TT-BKHCNMT)	
根拠	法令	
特徴	環境保護法の一部	
導入年次	1993 年導入、2005 年改正(2006 年施行)	
制度概要・背景等	<p>SEA の法的枠組みがある。現在の EIA 法が SEA を含み、SEA 法とみなされる。環境保護法(Law on Environment Protection: LEP) GD 175/CP と No. 490/TT-BKHCNMT で、プロジェクトレベルの EIA 及び開発地域・セクター・地方・都市・工業地帯におけるマスタープランに対する SEA が不可欠であると定義している。</p> <p>LEP は 1993 年に成立し、2005 年 11 月 19 日に改正された。当該法では、投資活動に対する環境影響の早期段階での評価を強調したものであり、環境影響評価プロセスに関する特定の役割を公衆に付与するものでもある。法は規則によって補完され、環境報告書の審査機関や責任、人間の健康に高いリスクを有すると考えられる活動の生活域での実施の制限などがある。環境のダメージに対する負債や補償に関する規則もある。LEP は 2006 年 7 月に施行される。</p>	
対象		
SEA 手続	スクリーニング	
	スコーピング	
	影響評価	
	SEA 報告書	
	SEA 報告書の審査	
	モニタリング・事後調査	
ティアリング		
SEA 件数	<p>近年、数件の SEA 事例がある。例えば、ハノイベイクワンニン地方の SEA(地理研究所 - ベトナム科学技術学会、ベトナム環境と持続可能な開発協会、実施)、タイ、ニュエン地域の戦略的環境アセスメントと社会経済開発計画、クアンニ地区の戦略的環境アセスメントと社会経済開発計画(ハノイ大学エンジニア部、実施)など。</p>	

参考	The World Bank, 2006: Environmental Impact Assessment Regulations and Strategic Environmental Assessment Requirements Practices and Lessons Learned in East and Southeast Asia, WB, Environment and Social Development Unit, East Asia and Pacific Region, Discussion Paper.
	Briffett, C., Obbard, J. P., and Mackee, J., 2003: Towards SEA for the developing nations of Asia. Environmental Impact Assessment Review, 23, pg.171-196.
	Partnership Group for Aid Effectiveness, 2005: Working Together to Improve Aid Effectiveness for Supporting Sustainable Development in Vietnam, in Consultative Group Meeting for Vietnam, Hanoi, December 6-7, ¹¹
	Vitnam net Bridge, 2005: National Assembly passes three laws, ¹²
	The Ministry of Science, Technology and Environment of Vietnam, 2002 ¹³

¹¹<http://www.dfid.gov.uk/pubs/files/vietnam-aid-effectiveness05.pdf>, (accessed 1/2/2006)

¹²http://64.233.179.104/search?q=cache:UxWW3AEh6toJ:english.vietnamnet.vn/politics/2005/11/513637/+Vietnam+revised+national+environmental+protection+law+2005&hl=ja&gl=jp&ct=clnk&cd=2&lr=lang_ja|lang_en, (accessed 1/2/2006).

¹³http://www.rrcap.unep.org/reports/soe/vietnam/sumary/national_responses_for_environmental_protection_in_summary.htm, (accessed 1/2/2006).

タイ		
制度名称	策定中	
根拠		
特徴		
導入年次		
制度概要・背景等		
対象		
SEA 手続	スクリーニング	
	スコーピング	
	影響評価	
	SEA 報告書	
	SEA 報告書の 審査	
	モニタリング・ 事後調査	
ティアリング		
SEA 件数		
参考	The World Bank, 2006: Environmental Impact Assessment Regulations and Strategic Environmental Assessment Requirements Practices and Lessons Learned in East and Southeast Asia, WB, Environment and Social Development Unit, East Asia and Pacific Region, Discussion Paper.	

参考資料：アンケート票

**Request for the questionnaire survey on national level Strategic
Environmental Assessment (SEA) schemes**

This questionnaire survey is conducted by the Ministry of the Environment, Government of Japan (MoEJ). The MoEJ commissioned to the Mitsubishi Research Institute (MIRI) to carry out this survey. The purpose of the survey is to understand the current situation of implementation of Strategic Environmental Assessment (SEA) schemes introduced at national level in OECD member countries and Asian nations.

In Japan, the Environmental Impact Assessment law (EIA law) was enforced in 1999, which focused on several types of projects. The Government decided to continue discussion on SEA after introducing the EIA law. From 1998 to now, the MoEJ has been conducting a lot of studies on SEA systems and cases. One of the studies was concluded in the publication of "EFFECTIVE SEA SYSTEM AND CASE STUDIES", which the MIRI was primary contributed to. (http://assess.eic.or.jp/houkokusho/sea0306/0306_en.pdf).

This questionnaire survey is one of the series of the studies, and we are requesting this survey to selected persons and organizations that contact information could be accessed from: participant lists of International Association of Impact Assessment (IAIA) conferences, organizational web pages and a list of contact points for ECO ASIA 2005.

We greatly appreciate if you would understand the objective of this survey and kindly answer our questions. Please send this answer sheet to the following e-mail or post address until 12 December 2005.

To Dr. Kii HAYASHI
E-mail: maruhaya@mri.co.jp
Post address: 2-3-6, Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8141 JAPAN

Sincerely,

Mr. Kenichiro TOMIYASU
Deputy Director
Environmental Impact Assessment Division
Ministry of the Environment, Government of Japan

Dr. Kii HAYASHI
Senior Staff Researcher
Global Environment Research Division
Mitsubishi Research Institute, INC.

Your name:
Organization:
Department:
Email:
Telephone:

Q1-1 Name of the SEA scheme

1-1-1 Do you have a national SEA scheme? If your answer is '1.or2,' please describe whether it is under development or not. *(Please select only one)*

1. Yes 2. No, but developing 3. No, and not developing

1-1-2 What is the name of the scheme? If you have several schemes for different types of PPPs (policies, plans and programs), please describe each name and targeted PPPs. And when was the SEA scheme introduced (or will be introduced)? Or if your answer is "3.", please fill in a brief timeline of the implementation.

<p><i>If you have several schemes on SEA, please answer each by each in deferent answer sheets. And please indicate which legislation will be described in each answer sheet.</i></p>

Q1-2 Regulatory basis of the SEA scheme

1-2-1 What is a regulatory basis of the SEA scheme? *(Please select only one)*

1. Enforced law
2. Cabinet directive/ministerial regulations
3. Other (Please specify)

--

1-2-2 What is the characteristics of the scheme? *(Please select only one)*

1. The scheme developed only for SEA
2. The scheme incorporated in EIA legislation and/or regulation
3. The scheme incorporated within planning legislations
4. Other (Please specify)

Q1-3 Background of the SEA scheme

Please describe when and how the SEA scheme was developed (from the perspective of historical background).

Q2-1 Objectives of the SEA scheme

What is the primary objective of the SEA scheme? *(Please select only one)*

1. To promote environmental protection at a planning stage
2. To support EIA as a complementary approach
3. To achieve sustainable development
4. Others(Please specify)

Q2-2 Responsible Authority

Which administrative authorities are responsible for SEA?

(Pleas select only one)

1. The third-party authority (Please specify the third-party)
2. Planning authority
3. Other (Please specify)

Q2-3 Application of SEA

2-3-1 Which PPPs or the combination of PPPs are subject to the legal requirement of SEA? *(Please select one or more)*

- 1. Policies
- 2. Plans
- 3. Programs
- 4. Plan and programs
- 5. Laws and regulations

2-3-2 Please provide information of the PPPs including the name of PPPs, article of the regulation and the web site address.

Q2-4 Screening

2-4-1 Does the SEA scheme require a screening? *(Please select only one)*

- 1. Yes
- 2. No

2-4-2 Does the SEA scheme require **public participation** in this stage?

(Please select only one)

- 1. Yes
- 2. No

2-4-3 Does the SEA scheme require **the environmental third-party involvement** in this stage?(e.g. environmental experts or an environmental authority)

(Please select only one)

- 1. Yes
- 2. No

2-4-4 Please describe a series of procedures of the screening and specify whether each stage of the screening procedure is mandatory or ad-hoc.

Q2-5 Scoping

2-5-1 Does the SEA scheme require a scoping?

(Please select only one)

1. Yes 2. No

2-5-2 Does the SEA scheme require **public participation** in this stage?

(Please select one)

1. Yes 2. No

2-5-3 Does the SEA scheme require **the environmental third-party involvement** in this stage?(e.g. environmental experts or an environmental authority)

(Please select one)

1. Yes 2. No

2-5-4 Please describe a series of procedures of the scoping and specify whether each stage of the scoping procedure is **mandatory or ad-hoc**.

Q2-6 Impact Assessment

2-6-1 Does the SEA scheme assess social impact?

(Please select one)

1. Yes 2. No

2-6-2 If your answer is **'Yes'**, please describe the subjects to be assessed and why they were selected.

2-6-3 Does the SEA scheme assess economical impact? *(Please select one)*

1. Yes 2. No

2-6-4 If your answer is **'Yes'**, please describe the subjects to be assessed and why they were selected.

2-6-5 Does the SEA scheme assess **cumulative environmental impact?**

(Please select one)

1. Yes 2. No

2-6-6 Does the SEA scheme assess **synergistic environmental impact?**

(Please select one)

1. Yes 2. No

2-6-7 Does the SEA scheme comply with the concept of **sustainable development?**

(Please select one)

1. Yes 2. No

Q2-7 SEA Report

2-7-1 Which subjects are described in a SEA report?

(Please select one or more)

1. Proposed PPPs
2. Alternatives including:
 - 2.1 no-action alternative
 - 2.2 environmentally friendly alternatives
3. Current condition of the environment
4. Results of assessment
5. Mitigation measures
6. Other (Please explain)

2-7-2 Does the SEA scheme require **public participation** in this process?

(Please select one)

1. Yes 2. No

2-7-3 Does the SEA scheme require **the environmental third-party involvement** in this process?

(Please select one)

1. Yes 2. No

2-7-4 If your answer is **Yes**, please specify the third-party.

Q2-8 Review of the SEA report

2-8-1 Does the SEA scheme require review of the SEA report?

(Please select one)

1. Yes 2. No

2-8-2 If your answer is **Yes**, please specify which administrative authority is responsible for the review.

2-8-3 Does the SEA scheme require **public participation** in this process?

(Please select one)

1. Yes 2. No

2-8-4 Does the SEA scheme require **the environmental third-party involvement** in this process? (e.g. environmental experts or an environmental authority, The Netherlands Commission for EIA)

(Please select one)

1. Yes 2.No

2-8-5 If your answer is '**Yes**', please specify the third-party. And please describe how **the third-party** involves the review. Does the scheme require the third-party to review the report?

Q2-9 Monitoring and/or follow-up survey

2-9-1 Does the SEA scheme include monitoring and/or follow-up process?

(Please select one)

1. Yes 2.No

2-9-2 Does the SEA scheme require **public participation** in this stage?

(Please select one)

1. Yes 2. No

2-9-3 Does the SEA scheme require **the environmental third-party involvement** in this stage?

(Please select one)

1. Yes 2.No

2-9-4 If your answer is '**Yes**', please specify the third-party.

Q3-1 Tiering

3-1-1 Does the SEA scheme require tiering? *(Please select one)*

1. Yes 2. No

3-1-2 If your answer is **Yes**, please describe how and when are the tiered assessments utilized in the downward SEA/EIA of project or PPPs to prevent overlapped assessments. Please describe the examples.

Q3-2 Number of SEA conducted

How many PPPs have been subject to SEA requirements in 2003 and 2004? Please provide the number of PPPs including in the process of implementation.

SEA in 2003: SEA in 2004:

SEA undergoing:

Q3-3 SEA's impact on policies, plans and programs

How many policies, plans and programs were changed as a result of SEA in 2003 and 2004? Please provide the number and examples in detail.

2003:

2004:

Q4 Please provide useful information sources and web site address on your SEA

system.

